Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1　共通的事項

⑴　透明性及び公平性の確保

機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守し、適切な運営を図るとともに、情報公開を適切に実施するための取組を推進する。

⑵　広報・広聴の充実

事業全般にわたり、国内外の学生等に対する情報発信機能を強化する観点を踏まえ、広報・広聴の充実を図る。

⑶　学生支援に関する調査及び研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨学金貸与事業の実情、外国人留学生の在籍状況など、学生支援に関する調査研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する。

2　奨学金貸与事業

⑴　奨学金貸与の的確な実施

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。また、この目的を十分踏まえ、真に支援を必要とする者の貸与が行われるよう、貸与基準の厳格化とそれに沿った運用の徹底を図りつつ、以下の事業を推進する。

①　適切な適格認定の実施

真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行う。また、大学等から奨学生に対し適切な貸与月額を選択するよう指導する仕組みを導入する。

⑵　返還金の回収強化

奨学金貸与事業は、返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還金の回収について、迅速かつ的確な現状把握と、適切かつ厳格な回収を実施するための方策を講ずる。特に、延滞債権について回収の抜本的強化を図る。また、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に82%以上にすることを目指し、返還金の回収促進策を推進する。

その際、目標として設定した総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する。

①　学校との連携強化

学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識涵養のための指導等を徹底する。

②　返還金回収の促進

返還金回収強化の対策を促進する。

また、返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座（口座振替）加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。

大学・大学院等に係る平成19年度末の３ヶ月以上の延滞額を３年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努める。

③　機関保証制度の運用

機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに、同制度の収支の健全性を確保するため、毎年度その妥当性について検証する。

⑶　情報提供等の充実

①　情報提供の充実

奨学金の貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。

②　諸手続きの厳正化

より公正かつ適正な奨学金貸与事業を行うため、奨学金貸与、返還猶予、法的処理等の事務の一層の厳正化を図る。

⑷　返還猶予・免除制度の適切な運用

奨学金の返還猶予に関しては、適用基準の更なる具体化・明確化を図るとともに、返還免除に関しても制度の適正な運用を図る。

3　留学生支援事業

「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境づくりの推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。

⑴　留学生に対する支援

大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費留学生、私費留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給を行う。

また、学資金の支給の決定に当たっては、選考等を厳正に行うとともに、留学生の質の確保に留意して行う。

⑵　外国人留学生に対する宿舎の支援

①　国際交流会館等の運営

国際交流会館等を運営し、外国人留学生が安心して勉学に励むための安全性の確保やサービスの向上を図るとともに、地域の国際交流拠点として地域との交流事業を推進する。なお、入居者の選考に当たっては来日１年以内の者を優先する。

②　留学生借り上げ宿舎等への支援

外国人留学生のための低廉かつ良質な宿舎の確保のため、地方公共団体等が行う留学生宿舎の建設等に対し、助成を行うこと、及び大学等の宿舎を安定的に確保するため借り上げ宿舎支援事業を行う。

⑶　日本留学試験の実施

日本留学試験は、多くの大学等で外国人留学生の入学者選抜の一環として利用されるよう、試験の公平性や信頼性を確保し、適正に実施する。また、外国人留学生の受入れを積極的に推進するため、海外における新たな国・地域での試験実施について取り組むとともに、利用者の利便性の向上や一層の利用促進に取り組む。

⑷　日本語教育センターにおける教育の実施

①　先導的・モデル的な日本語教育の実施を推進する観点から、日本語教育のモデルとなる質の高い教育内容を提供する。また、日本語教育機関及び高等教育機関との連携による教材開発、研修機会の提供等を積極的に実施する。

②　国の要請に迅速に応えるべく、日本語教育部門については、私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生及び外国政府派遣留学生を中心に受入れを行うとともに、効果的・効率的な事業実施の観点から、その運営体制の見直しを図る。

③　地域の国際交流拠点としての機能の発揮、資産の有効活用の観点から、地域との連携による日本文化、事情等の理解を促進する取組等を実施する。

⑸　留学情報提供・相談機能の強化

日本留学に係る情報発信機能等の強化及び日本人学生の海外留学を推進するため、留学情報センター等における我が国及び海外への留学に関する情報の収集・提供・相談の充実を図る。

⑹　外国人留学生等の交流推進

①　外国人留学生と日本人学生との交流推進・相互理解の促進を図るため、国際大学交流セミナー、国際シンポジウム等を実施する。

②　東京国際交流館プラザ平成の会議施設については、平成20年４月から実施している市場化テストの活用による経費の節減、稼働率の向上に努めるとともに、留学情報発信機能など、必要な機能を維持しつつ、会議施設等の管理運営業務を廃止することとし、売却も含めた資産の有効活用方策について関係機関と調整の上、それを踏まえ所要の措置を講ずる。

⑺　外国人留学生の就職支援

外国人留学生の就職支援に資するため、大学等や企業、関係省庁等との連携を強化し、就職支援に係る取組を推進する。

⑻　帰国外国人留学生に対するフォローアップ

留学生交流の意義を高めるため、外国人留学生の帰国後のフォローアップを充実する。